



猫の不妊・去勢手術費補助のお知らせ



山形県獣医師会と白鷹町ではそれぞれ、猫の正しい飼育方法の普及啓発、動物愛護精神の高揚を図るために手術費補助事業を実施します。それぞれの内容は以下のとおりです。

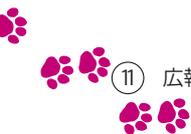
※注意 同じ猫に対して2つの補助金の併用はできません。

| | 山形県獣医師会 | 白鷹町 |
|-------|---|--|
| 申込期限 | 令和7年7月1日(火)～7月17日(木) | 令和8年2月27日(金)まで【随時受付】 |
| 申請者 | 県内で手術適期の猫を飼育している者 (抽選となります) | 町内に住所を有する者、団体または地域 (申込順となります) |
| 補助額 | メス猫 5,000円 | オス猫 3,000円 |
| 申込方法 | <ul style="list-style-type: none"> ●申込は1世帯につき1匹とし、公益社団法人山形県獣医師会ホームページまたはハガキによりお申し込みください。 ※電話による受付はしません。 ●ハガキの場合は、通信面最上部に要件を示す「メス猫」または「オス猫」と記載。 ※令和7年7月17日(木)必着。 ※郵便番号・住所・氏名(フリガナ)・電話番号を記入ください。 ※詳しくは、山形県獣医師会のホームページをご確認ください。 <div style="text-align: center;"> 二次元バーコードより ご覧いただけます▶  </div> | <ul style="list-style-type: none"> ●下記の問い合わせ先にご連絡または来庁ください。申請用紙に必要な事項を記入し手術費用がわかる領収書を添付して申請いただきます。 ●用紙は町民課窓口、またはホームページからもダウンロードできます。 ●申請は1世帯1匹まで。 ※申請者が団体または地域の場合は、問い合わせください。 ※予算に限りがあります。事前に連絡または来庁し申請可能かをご確認ください。 |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ●当選された方は、令和7年12月27日までに公益社団法人山形県獣医師会会員の動物病院で手術を実施してください。 ●当選通知を受けた以降の手術が対象となります。 ●手術時に当選通知を提出し、手術費より補助額を差し引いた金額を支払ってください。 | <ul style="list-style-type: none"> ●対象となる費用は手術費用のみです。ワクチン等手術以外の費用は除きます。 ●飼い主のいない猫に手術を受けさせる場合は手術済みであることを識別できるよう片方の耳にV字カット等の措置を行ってください。保護する場合、生息場所に戻す場合、どちらもその猫に責任をもって手術を実施してください。 |
| 問い合わせ | 公益社団法人山形県獣医師会 〒990-2451 山形市吉原二丁目8-6 ☎ 023-645-5223 | 町民課くらし環境係 ☎ 85-6131 |

猫は繁殖力がきわめて高い動物です。「かわいそう」と言う人間の身勝手な理由で、さらにかわいそうな猫が町内に生息していることが現実です。一生涯のパートナーとして迎え入れた動物は、その命を全うできるよう最後まで責任をもって飼育してください。

現在は動物愛護管理法により、町での引き取りや保健所での引き取り、殺処分は一切行っておりません。

引き続き猫の適正飼育にご協力をお願いします。



飲用水給水停止にかかる水道料金等の減額について

【問い合わせ】 上下水道課 ☎ 85-6137

4月21日（月）から23日（水）にかけて発生しました水道水の濁りにより、給水停止となったことにつきまして、大変多くの町民の皆さまの日常生活や、学校、事業所さまの活動等に、多大なご心配とご迷惑をおかけしました。また、生活に欠かすことのできない大切な水に対する町民の皆さまの信頼を損ねることとなつてしまいましたことに対しまして、心よりお詫び申し上げます。

このたびの状況を踏まえまして、飲用水給水停止となりました延べ3日間につきまして、影響区域のすべての使用者の水道料金を下記により減額させていただきます。併せまして、水道使用水量をもとに算定している下水道使用料につきましても、減額させていただきます。

今後、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、再発防止に取り組みますとともに、安全安心な水の供給は当然ながら、町民の皆さまの信頼回復に向けて、職員一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

●減額分の算定方法について

- 水道料金は、基本料金（口径別）と従量料金（使用水量による料金）を減額します。
 - 基本料金：3日分を減額します。
 - 従量料金：使用者ごとに直近1年間※の1日平均水量から3日間分を減額します。
1日平均水量が1.0 m³に満たない場合は1.0 m³として減額します。
※ 直近1年間：令和6年5月水量から令和7年4月水量まで1年間です。
- 下水道使用料は、水道使用水量の減額水量を反映し減額します。

算定の例 管口径20mmで1日平均水量が1.0 m³未満の場合

<水道料金>

- ①基本料金分：1,100円 ÷ 30日 × 3日 = 110円
- ②従量料金分：1.0 m³ × 3日 × 165円 = 495円

<下水道使用料>

- ③従量料金分：3 m³（3日分） × 176円 = 528円

<減額分合計>

- ①+②+③ = 1,133円 ← 6月請求分から減額します

●今後の日程について

- ▶6月20日（金）
水道料金等減額決定通知書の発送、
減額後の納付書発送
- ▶6月30日（月）
減額後の水道料金等納付日

■水道料金表

（税込）

| 基本料金（月額） | | 従量料金 | |
|----------|--------|---------------------|---------------------|
| 口径 | 金額 | 1～50 m ³ | 51 m ³ ～ |
| 13 mm | 880円 | 165円 | 198円 |
| 20 mm | 1,100円 | | |
| 25 mm | 2,200円 | | |
| 30 mm | 4,950円 | | |
| 40 mm | 5,500円 | | |
| 50 mm | 7,150円 | | |
| 75 mm | 8,800円 | | |

■下水道使用料金（従量料金）

（税込）

| 使用水量 | 従量料金 |
|---------------------|---------|
| 1～10 m ³ | 0円 |
| 11 m ³ | 176円 |
| 12 m ³ | 352円 |
| 20 m ³ | 1,760円 |
| 30 m ³ | 3,520円 |
| 40 m ³ | 5,280円 |
| 50 m ³ | 7,040円 |
| 100 m ³ | 15,840円 |